

三次市教育委員会告示第10号

三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校給食及びデリバリー給食（以下単に「学校給食」という。）に係る学校給食食材費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助することにより、コロナ禍における物価高騰等による給食食材費の値上がり分を家計に反映させることなく、児童・生徒に栄養バランスの取れた給食の提供を継続することを目的として市が交付する三次市学校給食食材費支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 調理場長又はセンター長
- (2) 該当学校長等

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、三次市立小・中学校に在籍している児童等の学校給食1食当たり20円とし、これに学校給食の実施回数を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、三次市学校給食食材費支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に、学校給食費収支決算報告書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 教育委員会は、前条の実績報告書について内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、概算払の方法により支払うことができるものとする。

2 申請者は、前項の規定による概算払の方法による補助金交付を受けようとするときは、三次市学校給食食材費支援事業補助金概算払交付請求書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 申請者は、交付の確定した補助金の支払を受けようとするときは、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付請求書（兼精算書）（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前2項の規定により請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(補助対象者の責務)

第9条 補助対象者は、補助金を学校給食費会計に繰り入れ、食材の購入又はデリバリー給食の支払に充てるものとし、学校給食費収支決算報告書にその収支を記載しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和5年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体名

責任者職・氏名

三次市学校給食食材費支援事業補助金交付申請書

三次市学校給食食材費支援事業補助金を受けたいので、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金計算根拠

給食予定回数（1 人当たり）×対象児童等×補助金単価＝補助金交付申請額
 回× 人× 20 円＝ 円

※児童・生徒数は、令和 5 年 5 月 1 日時点の人数とする。

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 印

三次市学校給食食材費支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市学校給食食材費支援事業補助金については、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付決定の内容

この補助金の交付対象となる事業は、三次市学校給食食材費支援事業で、その内容は、年 月 日付けの申請書のとおりとする。

3 交付の条件

三次市補助金等交付規則及び三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体名

責任者職・氏名

三次市学校給食食材費支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた三次市学校給食食材費支援事業が完了したので、三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 補助事業実績

給食実施回数（1人当たり）×対象児童等×補助金単価－調整額

 回 × 人 × 20 円 - 円

= 円

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 印

三次市学校給食食材費支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付を決定した
三次市学校給食食材費支援事業補助金については、三次市学校給食食材費支援事
業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定金額 金 円

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体名

責任者職・氏名

三次市学校給食食材費支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた三次市学校給食食材費支援事業補助金について，三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により，次のとおり概算払を請求します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 概算払請求額 金 円

3 概算払の理由

4 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	銀行 金庫 信組 店
口座種別	普通・当座
口座番号	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体名

責任者職・氏名

三次市学校給食食材費支援事業補助金交付請求書（兼精算書）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた三次市学校給食食材費支援事業補助金について，三次市学校給食食材費支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により，次のとおり請求します。

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 補助金受領済額 金 円
- 3 補助金交付請求額 金 円

4 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	銀行 金庫 信組 店
口座種別	普通・当座
口座番号	